(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

7　「住宅瑕疵担保責任保険法人の場合が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第40条の４の２第７項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

(1)　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書（平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号第一号イ又は第二号イに掲げる基準に適合する住宅用の家屋とされたものに限る。）及び建設住宅性能評価書の写し（平成二十六年消費者庁・国土交通省告示第一号第二条の規定による改正前の日本住宅性能表示基準別表一の五―一省エネルギー対策等級に係る評価が等級４であるものに限る。）は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百八十八号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第五項第一号イからチまで及び第二十三条の六第五項第一号イからチまでの規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「イからホまで」を「イからチまで」に、「イから二まで」を「イからチまで」に改め、第一号中「イから二まで」を「イからヘまで」に改め、「二級建築士に限るものとする。」の下に「以下同じ。」を加え、「第一号から第四号まで」を「第一号から第六号まで」に改め、第二号中「第一号ホ」を「第一号チ又は第二十三条の六第五項第一号チ」に改め、「特定受贈者」の下に「又は同法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者」を加え、「第五号」を「第八号又は第四十条の五第四項第八号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号ト又は第二十三条の六第五項第一号トに掲げる工事　租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者又は同法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者から証明の申請を受けた建築士、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので租税特別措置法施行令第四十条の四の二第四項第七号又は第四十条の五第四項第七号に規定する工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類及び平成二十七年国土交通省告示第四百八十二号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類

別表を次のとおり改める。

別表

増改築等工事証明書
（住宅取得等資金の贈与の特例用）

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
木造又は非木造の別		
第１号工事		１　増築　２　改築　３　大規模の修繕　４　大規模の模様替
第２号工事（第１号工事以外）		１　床の過半の修繕又は模様替　２　階段の過半の修繕又は模様替 ３　間仕切壁の過半の修繕又は模様替 ４　壁の過半の修繕又は模様替
第３号工事（第１・２号工事以外）		次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 １　居室　２　調理室　３　浴室　４　便所　５　洗面所　６　納戸 ７　玄関　８　廊下
第４号工事（第１～３号工事以外）		次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 １　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 ２　地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準
第５号工事（第１～４号工事以外）		高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 １　通路又は出入口の拡幅　２　階段の勾配の緩和　３　浴室の改良 ４　便所の改良　５　手すりの取付　６　床の段差の解消 ７　出入口の戸の改良　８　床材の取替